

青森労働局からのお知らせ

令和6年10月

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

仕様変更?
この納期じゃ、
無理よ。...

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
取引先が途方に
暮れていませんか?

STOP!
しわ寄せ

そこのところ
よろしく
頼みますよ。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。青森労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

(「しわ寄せ」防止特設サイトURL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

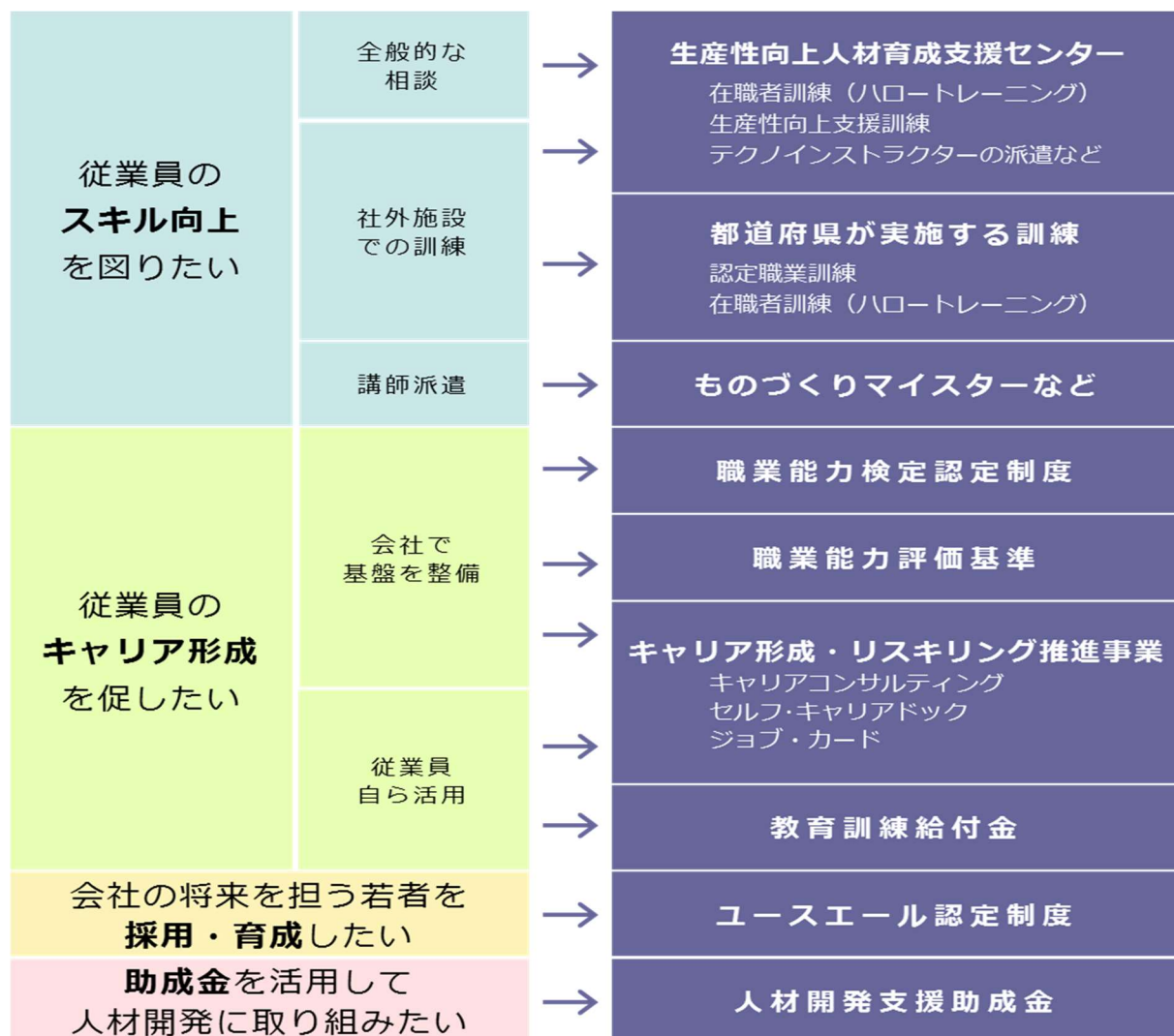
資料：別添1 (11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です)

人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆様へ「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」、11月10日を「技能の日」として定め、国・都道府県において人材開発行政に係る諸行事の開催や広報活動の展開を通じて、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指しています。

また、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆様を支援するために、さまざまな支援策を用意しておりますので、従業員のキャリアアップを図る際は、是非ご活用ください。

詳しくは、人材開発支援策リーフレットをご覧ください。



○厚生労働省ホームページで詳細がご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

お問い合わせ先：職業安定部訓練課 [電話番号] 017 - 721 - 2000

関係資料：別添2（令和6年度版事業主向け人材開発支援策リーフレット）

フリーランスの方との取引に関する新しい法律が11月から施行されます

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。こうした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスの方との取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、今年11月1日から施行されます。

詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017 - 734 - 4211